

Ⅱ 参考

1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第5期＝令和4年度～令和8年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

令和6年3月

基本目標Ⅰ		安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策大目標1		地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
	1-1	地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	1-2	医療従事者の働き方改革を推進すること
施策大目標2		必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
	2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること
施策大目標3		医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
	3-1	医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
	3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4		国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
	4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5		新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
	5-1	新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
	5-2	感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
施策大目標6		健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること
	6-1	難病等の予防・治療等を充実させること
	6-2	適正な移植医療を推進すること
	6-3	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標7		品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
	7-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
	7-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
	7-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標8		安全な血液製剤を安定的に供給すること
	8-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標9		革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標10		全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	10-1	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

1 0-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標 1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

1 1-1 新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること

1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること

1 1-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標 1 2 健康危機管理・災害対応力を強化すること

1 2-1 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標 1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標 2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標 3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標 5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標 1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標 2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標 3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標 4 安定した労使関係等の形成を促進すること

4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標 5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標 1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

1-1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

施策大目標 2 非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び待遇の改善を図ること

	2-1	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び待遇の改善を図ること
施策大目標 3		働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
	3-1	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること
	3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標 4		個別労働紛争の解決の促進を図ること
	4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
基本目標 V		意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策大目標 1		労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標 2		社会・経済状況の変化に対応しつつ、雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	2-1	社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標 3		労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	3-1	高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標 4		失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
	4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標 5		求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
	5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
基本目標 VI		労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策大目標 1		経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと
	1-1	公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること
	1-2	技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること
	1-3	技能実習制度の適正な運営を推進すること
施策大目標 2		個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること
	2-1	若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
	2-2	障害者等の職業能力開発を推進すること
施策大目標 3		「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
	3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること
基本目標 VII		ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
施策大目標 1		地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること
	1-1	生活保護制度を適正に実施すること
	1-2	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること
	1-3	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること
	1-4	困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること

1-5 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること

施策大目標 2	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
---------	--

2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

施策大目標 3	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
---------	---------------------------------

3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

基本目標Ⅷ

障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標 1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
---------	--

1-1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること

1-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること

1-3 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標 3-1 を参照）

基本目標Ⅸ

高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標 1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
---------	------------------------------

1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること

1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標 2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標 3-1 を参照）
---------	------------------------------------

基本目標Ⅹ

高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標 1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
---------	---

1-1 医療と介護の連携（基本目標Ⅰ施策目標 1-1 を参照）

1-2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること

1-3 総合的な認知症施策を推進すること

1-4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標ⅩⅠ

国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標 1	国際社会への参画・貢献を行うこと
---------	------------------

1-1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること

1-2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること（一部基本目標Ⅵ施策目標 1-3 参照）

施策大目標 2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
---------	-----------------------

2-1 医療の国際展開を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標 1-1 及び 9-1 を参照）

2-2 感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標 5-1 を参照）

2-3 外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅴ施策目標 3-1 を参照）

基本目標ⅩⅡ

国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

施策大目標 1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
---------	----------------------------

1-1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策大目標 2	研究を支援する体制を整備すること
---------	------------------

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

基本目標ⅩⅢ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標 1	デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること
1－1	行政手続のオンライン化を推進すること
施策大目標 2	健康・医療・介護分野の情報化を推進すること
2－1	データヘルス改革を推進すること

基本目標ⅩⅣ 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標 1	業務運営の適正化を図ること
1－1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること
1－2	統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること

2 令和5年度に成立した主な法律等

法 律 名：全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和5年5月19日	施行年月日：令和6年4月1日 (ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日)
法 律 番 号：31	主管部局：保険局保険課 保険局国民健康保険課 保険局高齢者医療課 保険局医療介護連携政策課 医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局医療経営支援課 老健局老人保健課 老健局認知症施策・地域介護推進課
(1) 改正の趣旨 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。 (2) 改正の概要 1. こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】 ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。 ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】 ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。 ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。 健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。 3. 医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】 ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入することとし、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。 ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。 ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】 ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。 ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。 ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。 ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。 ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。 等	

法 律 名：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律	
公 布 年 月 日：令和5年5月26日	施行年月日：令和6年4月1日
法 律 番 号：36	主管部局：健康・生活衛生局食品監視安全課 消費者庁食品衛生基準審査課 国土交通省 環境省
改正の趣旨 生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、	

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。等

法 律 名：国立健康危機管理研究機構法

公 布 年 月 日：令和5年6月7日

施行年月日：令和7年4月1日

（ただし、(4) のうち機構の設立準備に係る規定等は公布の日）

法 律 番 号：46

主管部局：健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

1. 趣旨

感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。

2. 概要

国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の創設

(1) 機構の組織（法人形態、役職員、服務）

- ① 機構は特別の法律により設立される法人（特殊法人）とし、政府の全額出資によるものとする。
- ② 機構に理事長・副理事長・理事・監事を置き、理事長・監事については大臣が任命し、副理事長・理事については、理事長が大臣の認可を受けて任命するものとする。
- ③ 調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける。
- ④ 機構の役員及び職員について、服務の本旨・職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程を設ける。

(2) 機構の業務

- ① 機構は以下の業務を行う。
 - ・ 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
 - ・ 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
 - ・ 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
 - ・ 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
 - ・ 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
 - ・ 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。
- ② 厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会の意見聴取を行った上で、中期目標（6年）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。
- ③ 厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発に関する審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければならない。

(3) 機構の監督

厚生労働大臣は、報告徴収・立入検査を行うことができる。また、必要があると認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

(4) その他

国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立国際医療研究センターの解散に伴う措置、機構の設立準備に係る規定の整備等を行う。

法 律 名：生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律		
公 布 年 月 日：令和5年6月14日		施行年月日：令和5年12月13日
法 律 番 号：52	主管部局：健康・生活衛生局生活衛生課 健康・生活衛生局食品監視安全課	
改正の趣旨 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。		
改正の概要		
1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】		
(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等		
① 特定感染症（※1）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、 ・特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。 ・その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。 （※1）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。		
② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。		
③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの（※2）を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。 （※2）旅館業法施行規則において、次の各号のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものと規定。 ・宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定める社会的障壁の除去を求める場合を除く。） ・粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの（合理的な理由があるものを除く。）		
(2) 差別防止の更なる徹底等		
① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。		
② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。		
③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。		
④ 営業者は、当分の間、(1) ②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。等		
2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】		
① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。		
② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。等		

法 律 名：大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律		
公 布 年 月 日：令和5年12月13日		施行年月日：公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日(3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日)
法 律 番 号：84	主管部局：医薬局監視指導・麻薬対策課	
1. 趣旨 大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。 2. 概要 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】 大麻草から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。 (※)「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分） 「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。		

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。

（※）大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）

- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】

（※）大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。

- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

（※）大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
昭和 13	近衛	木戸		13年 厚生省創設	12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法
	平沼	廣瀬			
	阿部	小原・秋田			
	米内	吉田		16年 太平洋戦争	16年 労働者年金保険法
	近衛	安井・金光 小泉（親）			19年 厚生年金保険法
	東條	廣瀬・相川			
	小磯	岡田		20年 終戦	20年 引揚者対策 20年 旧労働組合法 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法
	鈴木（貴）	岡田			22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法
	東久邇	松村			
	幣原	芦田		21年 日本国憲法公布	
	吉田	河合・吉田			
	片山	片山・一松			
20				22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム	
	芦田	竹田	加藤	25年 朝鮮戦争（特需ブーム）	24年 身体障害者福祉法 24年 新労働組合法 24年 緊急失業対策法 25年 精神衛生法 25年 新生活保護法 26年 結核予防法 26年 社会福祉事業法 26年 児童憲章 27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
	吉田	吉田 林（譲）	吉田 増田 鈴木（正）		29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ）
		黒川	保利		
		橋本（龍伍）	吉武	27年 講和条約	
		吉武	戸塚		
		山縣	小坂		
		草葉			
	鳩山	鶴見 川崎 小林	千葉 西田 倉石	神武景気	
	石橋	石橋	松浦		
	岸	堀木 橋本（龍伍）	石田 倉石		32年 水道法
		坂田		岩戸景気	33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法
		渡邊（良）	松野		
	池田	中山 古井	石田		
30		瀬尾	福永	35年 所得倍増計画	
		西村	大橋		36年 児童扶養手当法
		小林（武）			38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画
		神田	石田	39年 東京オリンピック いざなぎ景気	
	40	鈴木（善）	小平		44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法
		坊	山手		46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法
		園田	早川		
		斉藤（昇）	原		
		内田	野原		
		斉藤（昇）	原		
				45年 高齢化率7%を超える	
				46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック	

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等	
50	田中（角）	塩見（邦）	田村	46年 第2次ベビーブーム	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高額療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法	
		斉藤（邦）	加藤	47年 札幌オリンピック		
			長谷川	48年 福祉元年		
				48年 オイル・ショック		
	三木	福永	大久保	50年 国際婦人年		
		田中（正）	長谷川			
		早川	浦野			
		渡辺（美）	石田			
	福田	小沢	藤井		52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策	
	大平	橋本（龍太郎）	藤井	54年 国際児童年	54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法	
			栗原			
		野呂	藤波			
		鈴木（善）	斉藤（邦）			藤尾
		園田		55年 ベビーホテル問題	56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施	
		村山		55年 第二臨調（財政再建）		
		森下	初村	56年 国際障害者年		
			56年 日米貿易摩擦			
60	中曽根	林（義）	大野	58年 国連・障害者の十年 東京集中	57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称）	
		渡部（恒）	坂本	円高		
		増岡	山口	62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）		
		今井	林（道）	地価高騰		
		斉藤（十）	平井			
					バブル景気	
	平成 元	竹下	藤本	中村	63年 税制改革 01年 改元	01年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律 01年 年金制度改正（完全自動物価スライド制、国民年金基金） 01年 ゴールドプランの策定 01年 雇用保険法改正（パートへの適用拡大） 02年 国保法改正（保険基金安定化制度の確立） 02年 老人福祉等福祉関係8法改正（在宅福祉サービスの位置付けの明確化及びその支援体制の強化、在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画の策定、障害者関係施設の範囲の拡大等） 02年 高齢者等雇用安定法（65歳までの再雇用の努力義務化） 03年 老人保健法改正（老人訪問看護制度）
			小泉（純）	丹羽（兵）		
宇野 海部			堀内	02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生		
		戸井田	福島			
		津島	塚原	元年 合計特殊出生率が1.57となる 03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生		
		下条	小里			
5		宮澤	山下	近藤	地価下落始まる	03年 育児休業法 03年 中小企業労働力確保法 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） 04年 看護職員人材確保法
		丹羽（雄）	村上	05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）		
		細川	大内	坂口		
		羽田		鳩山（邦）		

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
10	村山（當）	井出	浜本	06年 高齢化率14%を超える	06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高齢雇用継続給付・育児休業給付創設）
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）
		菅	永井	社会保障構造改革	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等）
		小泉（純）	岡野		09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改正） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等） 10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
			伊吹	10年 長野オリンピック	
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化）
		丹羽（雄）	牧野		12年 日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効）
	森	津島	吉川		12年 年金制度改正（給付総額の伸びの調整等） 12年 医師法改正（臨床研修の必修化） 12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法 12年 児童虐待防止法 12年 児童手当法改正（義務教育就学前まで延長）
		坂口	坂口	13年 厚生労働省発足	13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助犬法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正）
		小泉（純）	坂口		14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意
15				15年 イラク戦争	15年 食品衛生法等改正（「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し） 15年 次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年 新障害者プラン 15年 労働基準法改正（解雇ルールの策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年 感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化）

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
17		尾辻		16年 第3次対がん10か年総合戦略 16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効） 16年 日米社会保障協定署名（平成17年10月1日発効） 16年 特別障害給付金支給法 16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等） 16年 少子化社会対策大綱 16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長） 16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等） 16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等） 16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定 16年 水道ビジョン 16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等） 17年 日ベルギー社会保障協定署名（平成19年1月1日発効） 17年 日仏社会保障協定署名（平成19年6月1日発効） 17年 食育基本法 17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備） 17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等） 17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一律的にサービスを提供する仕組みの創設等） 18年 石綿による健康被害の救済に関する法律 18年 日加社会保障協定署名（平成20年3月1日発効） 18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化） 18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化） 18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等） 18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る） 18年 健保法等改正 18年 自殺対策基本法 18年 がん対策基本法
		川崎		19年 日豪社会保障協定署名（平成21年1月1日発効） 19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し） 19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均等待遇の確保等） 19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等） 19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの） 19年 日本年金機構法 19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等） 19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等） 19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等） 19年 労働契約法 19年 自殺総合対策大綱 20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効） 20年 日チェコ社会保障協定署名（平成21年6月1日発効） 20年 新雇用戦略 20年 日スペイン社会保障協定署名（平成22年12月1日発効） 20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等） 20年 自殺総合対策大綱（一部改正） 20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 21年 肝炎対策基本法 21年 日イタリヤ社会保障協定署名（令和6年4月1日発効） 21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意 21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等） 21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減） 21年 遅延加算金法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給） 21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金庫負担割合2分の1を実施） 21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等） 21年 日アイルランド社会保障協定署名（平成22年12月1日発効）
18		柳澤		
		舩添		
19	安倍	舩添		
		舩添		
20	福田	舩添		
		舩添		
21	麻生	舩添		
		舩添		
22	鳩山	舩添		
		舩添		

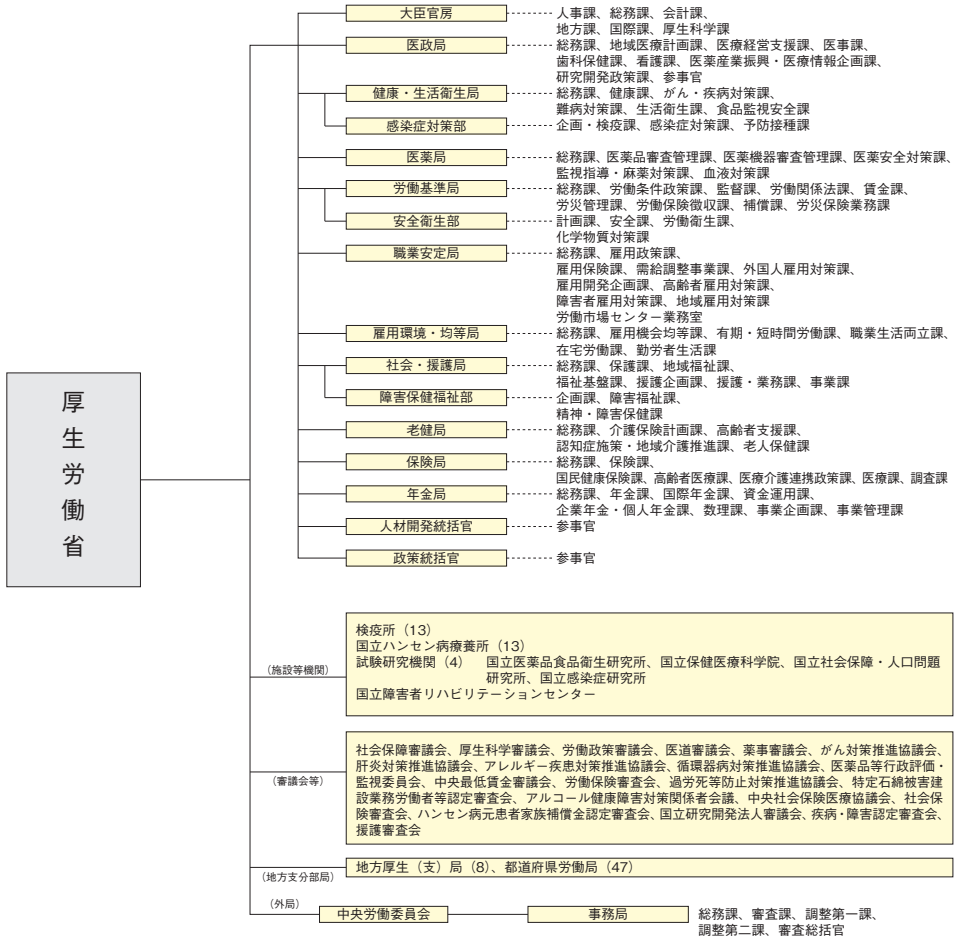
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
22	菅			22年 子ども・子育てビジョンの策定 22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等） 22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等） 22年 日ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 ロイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律
		細川（9月～）		23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等） 23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）
24	野田	小宮山（9月～）		23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等） 24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度） 24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律 24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等） 24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮等） 24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 24年 高齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等） 24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合を2分の1とする等） 24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 24年 日インド社会保障協定署名（平成28年10月1日発効） 24年 自殺総合対策大綱の見直し
		三井（10月～）		
25	安倍	田村（12月～）		25年 新水道ビジョン 25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応） 25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等） 25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築） 25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止） 25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示） 25年 日ハンガリー社会保障協定署名（平成26年1月1日発効）
26				26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等）

年号	総理大臣	厚生労働大臣 塩崎（9月～）	時 代 背 景	施 策 等
27				26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等）
				26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
				26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名（平成29年8月1日発効）
				26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律
				26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
				26年 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
				27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
				27年 女性の職業生活における活躍に関する法律
				27年 公認心理師法
				27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律
28				27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）等を実施）
				27年 日フィリピン社会保障協定署名（平成30年8月1日発効）
				27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
				28年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
				地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
				28年 児童福祉法等の一部を改正する法律
				28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
				28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律
				28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）
				28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮の早期実施）
29				28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（管理監督体制の強化と技能実習生の保護等）
				28年 がん対策基本法の一部を改正する法律
				28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等）
				雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 臨床研究法
				29年 医療法等の一部を改正する法律
				29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律
				29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
				29年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 日スロバキア社会保障協定署名（令和元年7月1日発効）
30				29年 自殺総合対策大綱の見直し
				29年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
				30年 日社会保障協定署名（令和元年9月1日発効）
				30年 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律
				30年 食品衛生法等の一部を改正する法律
				30年 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
				30年 健康増進法の一部を改正する法律
				30年 医療法及び医師法の一部を改正する法律
				30年 水道法の一部を改正する法律
				30年 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する法律
令和 元				31年 日スウェーデン社会保障協定署名（令和4年6月1日発効）
				元年 日フィンランド社会保障協定署名（令和4年2月1日発効）
				元年 医療保険制度の適切かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
				元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部を改正する法律
				元年 死因究明等推進基本法
				元年 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
02				元年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 元年 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 元年 母子保健法の一部を改正する法律 02年 労働基準法の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				02年 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 02年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 02年 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律
03	菅	田村（9月～）		02年 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 03年 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律 03年 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 03年 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 03年 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 03年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
				04年 雇用保険法等の一部を改正する法律 04年 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 04年 児童福祉法等の一部を改正する法律
04	岸田	後藤（10月～）		04年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 04年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律
		加藤（8月～）		05年 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律 05年 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律 05年 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 05年 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 05年 国立健康危機管理研究機構法 05年 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 05年 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律
05		武見（9月～）		

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（令和6年4月1日現在）



5 主な厚生労働統計調査等一覧

1 人口・保健福祉全般

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査)	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 月報年計(概数) 調査年の翌年6月上旬 年報(確定数) 調査年の翌年9月
政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室					
国民生活基礎調査 (基幹統計調査)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (国勢調査区の後置番号1及び8から層化無作為抽出した地区のうち、大規模率は5,530地区内、中間率は1,106地区内のすべての世帯及び世帯員)	毎年 (直近の大規模調査は、令和4年実施)	集計後 速やかに公表
政策統括官付参事官付 世帯統計室					
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査)	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、子どもの状況等	全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて (全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年出生児については、第16回調査(16歳)からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付参事官付 世帯統計室					
21世紀成年者縦断調査 (一般統計調査)	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者(平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年(第14回)調査をもって終了した)	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付参事官付 世帯統計室					
中高年者縦断調査 (中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査)	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等	平成17年10月末時点で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付参事官付 世帯統計室					
所得再分配調査 (一般統計調査)	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(自動車税・軽自動車税)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所等の利用状況	全国の世帯及び世帯員 (約13,000世帯を抽出)	3年 直近は 令和5年実施	集計後 速やかに公表
政策統括官付 政策立案・評価担当参事官室					
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査)	15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況・受給状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、公的年金加入状況・受給状況、老後の生活設計、公的年金制度に関する周知度等	15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 直近は 令和4年実施	集計後 速やかに公表
年金局 事業企画課調査室					
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査 ・業務統計)	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者 約6万人 (本人及び世帯の所得の状況等については約12万人)	3年 直近は 令和5年実施	集計後 速やかに公表
年金局 事業企画課調査室					

2 社会福祉統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う 各都道府県、指定都市及び中核市 における行政の実態を数量的に把 握し、社会福祉行政運営のための 基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市 における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核 市	毎月・毎年度	1月下旬 毎月（概数）
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所 者、従事者の状況等を把握して社 会福祉行政推進のための基礎資料 を得る。	施設の経営主体、定員、在所者、 従事者等	全国の社会福祉施設等の全 数	毎年	12月下旬
地域児童福祉事業等 調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に 対する市町村（特別区を含む）の 取組などの実態を把握し、多様化 した需要に的確に対応した児童福 祉行政施策を推進するための基礎 資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短 時間勤務の保育士の導入状況、 保育料の収納事務の私人への委 託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・ 事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、 提供内容等を把握することにより、 介護サービスの提供面に着目した 基盤整備等に関する基礎資料を得 る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所 者数、従事者数、居室等の状 況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、 従事者数等	全国の介護保険施設及び事 業所の全数	毎年	12月下旬
介護給付費等実態統 計 (業務統計) 政策統括官付参事官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付 費等の状況を把握し、介護報酬の 改定をはじめとした介護保険制度 の円滑な運営に必要な基礎資料を 得る。	介護給付費明細書及び介護予防・ 日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種類別の受給者数 及び介護サービス内容別の件 数、回数、単位数、費用額等	介護保険総合データベース に蓄積されている各都道府 県国民健康保険団体連合会 が審査したすべての介護給 付費明細書等	—	月報・年度報： 集計後 速やかに公表
介護事業経営概況調 査	各サービス施設・事業所の経営状 況を把握し、介護報酬の改定に必 要な基礎資料を得る。	サービス提供の状況、居室・設備 等の状況、職員配置、職員給与、 収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施 設・事業所	3 年 直近は 令和元年実施	社会保険審議 会介護給付費 分科会におい て公表
介護事業経営実態調 査	各サービス施設・事業所の経営状 況を把握し、介護報酬の改定に必 要な基礎資料を得る。	サービス提供の状況、居室・設備 等の状況、職員配置、職員給与、 収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施 設・事業所	3 年 直近は 令和2年実施	社会保険審議 会介護給付費 分科会におい て公表
介護従事者処遇状況 等調査	介護従事者の処遇の状況及び介護 職員処遇改善加算の影響等の評価 を行うとともに、次期介護報酬改 定のための基礎資料を得る。	給与等の状況、介護職員処遇改善 加算・介護職員等特定処遇改善加 算の取得状況、給与等の引き上げ 以外の処遇改善状況、従事者の勤 務形態、労働時間、資格の取得状 況、基本給の額 等	介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、介護療養型医 療施設、介護事業所、通所介護事 業所（地域密着型通所介護を 含む）、通所リハビリテーショ ン事業所、特定施設入居者 生活介護事業所、小規模多 機能型居宅介護事業所、認 知症対応型共同生活介護事 業所、居宅介護支援事業所	直近は 令和3年実施	社会保険審議 会介護給付費 分科会におい て公表

3 保健統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都 道府県、指定都市及び中核市にお ける衛生行政の実態を把握し、衛 生行政運営のための基礎資料を得 る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛 生検査関係、生活衛生関係、食品 衛生関係、乳肉衛生関係、医療関 係、事業関係、母体保護関係、難 病・小児慢性特定疾病関係、狂犬 病予防関係	都道府県・指定都市・中 核市	毎年度・隔年 隔年報の直近は 令和4年実施	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を 目的とした地域の特性に応じた保 健施策の展開等を、実施主体であ る保健所及び市区町村ごとに把握 し、国及び地方公共団体の地域保 健施策の効率的・効果的な推進の ための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、 予防接種の状況、保健所の連絡調 整等の実施状況、職員の設置状況 及び保健所職員の市町村への援助 状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
医療施設調査 (基幹統計調査)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設数、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、届出及び処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査 3年 (直近は 令和5年実施) 動態調査 毎月	静態調査 11月下旬 動態調査 (年 報)9月下旬 (月 報)毎月(月末版)
政策統括官付参事官付 保健統計室 病院報告 (一般統計調査)	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床を有する診療所	毎月	(年報)：9月下旬 (月報)：毎月(概数)
政策統括官付参事官付 保健統計室 医師・歯科医師・薬剤師統計 (業務統計)	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 直近は 令和4年届出	12月下旬
政策統括官付参事官付 保健統計室 患者調査 (基幹統計調査)	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種類、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設を抽出)	3年 直近は 令和5年実施	12月下旬
政策統括官付参事官付 保健統計室 国民健康・栄養調査 (一般統計調査)	国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員 (約5,700世帯約15,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
健康局 健康課 薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査)	医薬品、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分等別の生産・出荷・月末在庫数量、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者	毎月	月報：調査月の翌 月15日の翌 日から起算 して60日後 年報：翌年中
医政局 医薬産業振興・医療情報企画課 医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等 (一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病 院：抽出率 1/3 一般診療所： 1/20 歯科診療所： 1/50 保険薬局： 1/25)	2年 直近は 令和元年実施	11月上旬
中央社会保険医療協議会 (保険局医療課) 医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類の、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 直近は 令和元年実施	11月上旬
中央社会保険医療協議会 (保険局調査課) 受療行動調査 (一般統計調査)	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者 (約500施設)	3年 直近は 令和5年実施	10月(概数) 3月(確定数)
政策統括官付参事官付 保健統計室 食中毒統計調査 (業務統計)	食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品衛生対策の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等の種別、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
政策統括官付参事官付 保健統計室 食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計)	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区(ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。)	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付参事官付 保健統計室 食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計)	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区(ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。)	毎年	集計後 速やかに公表

4 雇用統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の翌々月上旬 確報 調査月の翌々月下旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査と同じ	全国調査と同じ	全国調査と同じ	原則調査月の翌々月中
特別調査 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1～4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未充足求人の状況並びに入職者、離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する 実態調査 (一般統計調査) 令和5年：若年者雇用 実態調査 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	事業所における若年労働者の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識など若年者の雇用実態について、事業所側、労働者側の双方から把握することにより、若年者の雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、就業形態別労働者数（正社員、正社員以外の労働者）（若年労働者）、過去1年間における若年労働者の採用について、若年労働者を受け入れるために実施している又は実施予定（検討中）の制度、若年労働者の定着状況の変化、若年労働者の定着のための対策について、若年労働者に期待する勤続期間階級（正社員（新規卒卒者、中途採用者）、正社員以外の労働者）、若年労働者の育成について、正社員以外の労働者の正社員への転換について、学校・行政等に対する要望、フリーターについて (個人調査) 個人の属性、働いている理由、職業能力の向上・習得について、資格・免許について、現在の就業状況について、今後の職業生活について、今後の就業についての希望、これまでの就業について、初めて就職する会社を選択する際に重視した項目、初めて就職した会社を決定する際に参考とした意見、学校での職業指導の有用性、初めて就職した会社の現在の勤務の有無、初めて就職した会社での職種、初めて就職した会社の離職理由、初めて就職した会社の勤続期間階級、今までに就職した会社数、転職経験の活用状況	(事業所調査) 事業所における産業が日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による16大産業に属する常用労働者5人以上の事業所 (個人調査) 上記の事業所で就業している若年労働者（令和5年10月1日時点で満15～34歳の労働者）	不定期	令和6年9月予定
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月、6月、9月、 12月

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	すべての産業の労働組合	毎年	12月
②実態調査 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	(令和5年調査：労働組合活動等に関する実態調査) 労働組合の属性等に関する事項、労使関係についての認識に関する事項、労働組合員数の変化に関する事項、労働組合の組織拡大に関する事項、正社員以外の労働者に関する事項、労働組合活動に関する事項、メンタルヘルスに関する事項、個別労働問題への取組に関する事項、賃金・退職給付制度の改定に関する事項	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は 令和5年実施	調査年度の 3月
雇用均等基本調査 (平成19年度より「女性雇用管理基本調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業 (事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定
能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	6月予定

5 賃金福祉統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査)	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別に明らかにする。	事業所に係る事項 事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数 労働者に係る事項 性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規卒卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額、在留資格	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	3月
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 就労条件総合調査 (一般統計調査)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項等	16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査)	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業	毎年	11月
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 労働災害動向調査 (一般統計調査)	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者30人以上の事業所（ただし、製造業の特定の産業については、10人～29人） (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場	(事業所調査) 毎年 (総合工事業調査) 毎年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所6月 ・常用労働者10人以上の事業所11月 (総合工事業調査) 6月
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査)	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) メンタルヘルス対策、産業保健、腰痛予防対策、労働災害防止対策、業種別労働災害防止対策、熱中症対策、化学物質のばく露防止対策(個人調査) 勤務の状況、仕事や職業生活における不安やストレス、長時間労働	(事業所調査) 17大産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所(個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者	1年 (ただし、労働安全衛生調査(労働環境調査)実施年を除く。) (直近は、令和5年実施)	9月
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査)	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 有害業務、設備対策、作業環境測定、GHS ラベルの表示状況及び安全データシート(SDS)の交付状況等(個人調査) 有害業務の従事状況、化学物質等(ずい道工事現場調査) 粉じん抑制対策、作業環境測定の実施状況等	(事業所調査) 特定産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所(個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者(ずい道工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年(2015年)3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場	5年 直近は (令和元年実施)	9月
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室					

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
賃金事情等総合調査 (業務統計)	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金改定状況、モデル所定内賃金等) ②退職金、年金及び定年制事情調査(退職金・年金制度の内容、支給の実態、モデル退職金等) ③労働時間、休日・休暇調査(年間所定労働時間、年間休日日数、所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇・特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等)	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了次第
中央労働委員会 最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査)	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る(最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用)。	賃金改定状況調査については、賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、事業所の賃金引上げ率の分布の特性値、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等、最低賃金に関する基礎調査については、都道府県別の産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の常用労働者数が30人未満の企業に属する事業所、最低賃金に関する基礎調査票については、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業の常用労働者数が100人未満の事業所及び卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の常用労働者数が30人未満の事業所(ただし、特定最低賃金が設定されている産業については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、常用労働者数が30人若しくは100人以上の事業所も調査の対象とする場合がある。)	毎年	7月以降最低賃金審議会の資料として一部公表するほか、賃金改定状況調査の結果は審議終了後速やかに公表、最低賃金に関する基礎調査の結果は翌年6月上旬までに公表
労働基準局 賃金課 大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程卒業予定者の就職内定状況等調査 (一般統計調査)	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校専門課程を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62校(うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校))短期大学(20校)、高等専門学校(10校)、及び専修学校専門課程(20校)の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 (10月、12月、2月、4月)	・10月調査：11月中旬 ・12月調査：1月中旬 ・2月調査：3月中旬 ・4月調査：5月中旬
人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 労務費率調査 (一般統計調査)	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料の算定方法、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表
労働基準局 労災管理課 障害者雇用実態調査 (一般統計調査)	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等	18大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	5年 (直近は平成30年実施)	3月